

# トーマス・ヒル・グリーン の思想に関する一考察

—S. & B. Webb に影響を与えた Green の  
国家観を中心として—

山 田 寿 一

## 序

- I 時代的背景
  - II イギリス人の社会思想
  - III トーマス・ヒル・グリーン の思想
- 結 語

## 序

イギリス産業革命やナポレオン戦争による混乱も1830年代には終息し、イギリスはヴィクトリア女王の即位とともに史上空前の平和と繁栄とを満喫していた。しかし1873年に始まる不況は、1880年代に新労働組合主義の勃興や社会主義の復活などを惹起した。

このようなイギリス社会思想史上、転期を画する時代にウェッブ夫妻(S. & B. Webb) の社会主義論は育まれた。すなわちそれは

“What the Socialist aims at is the substitution, for this Dictatorship of the Capitalist, of government of the people by the people and for the people, in all the industries and services by which the people live. Only in this way can either the genuine participation of the whole body of the people in the administration of its own affairs, and the people’s effective consciousness of consent to what is done in its name, ever be realised. This application of

Democracy to industry, though it has its own inherent value as an unique educational force, is in the eyes of the Socialist also a means to an end, namely, a more equitable sharing of the national product among all members of the community, in order that there should be available for all the members of the community that largest attainable measure of personal freedom. *Hence the purpose of Socialism is twofold; the application of Democracy to industry and the adoption by this Social Democracy of the principle of maximising equality in 'life, liberty and the pursuit of happiness.'* ”(\*)

である。

ここに表現されたウェッブ夫妻の社会主義論には、人格の自由と完成とを至上目標とする、T. H. グリーン (Thomas Hill Green) 流の理想主義がひとつの新しい要素となって加わっている。社会化も民主化も、この目的のための手段となっている。

そこで本稿においては、グリーン の思想が形成された時代背景について、本学論叢第10巻において述べたことと重複する感みがあるが再掲し、ついでイギリスにおいて大陸的社会主義思想——マルクス社会主義——が、なぜ根をおろすことができなかったのか、いわゆる、イギリス人の社会思想を明らかにするとともに、フェビアン社会主義の思想的指導者であるウェッブ夫妻に多大の影響を与えた、T. H. グリーン の思想、とりわけグリーン の国家観の検討を試みたものである。

なお、蛇足ながら、本稿の核心となっている T. H. グリーン の国家観について、国立国会図書館の “Lectures on the Principles of Political Obligation, 1921.”, “Lecture on Liberal Legislation And Freedom of Contract,—Works of Thomas Hill Green Vol. III. 1969——” を利用させて頂いた。

\* Sidney and Beatrice Webb; A Constitution for The Socialist Commonwealth of Great Britain, London, 1920. p. XIII.

中央学院大学論叢 10周年記念号 第11巻第1号 421頁参照。

## I) 時代的背景

1850年代の初期から70年代の半ばまで、イギリス資本主義は他のヨーロッパ諸国に先んじて産業革命を遂行し、工業製品の世界的供給の独占者となって「世界の工場」としての地位を確立し、繁栄の黄金時代いわゆるヴィクトリア黄金時代 (Victorian Golden Age) のなかにあり、労働階級もまた、経済的進歩と資本主義の礼讃者であった。雇用のチャンスは無限であり、賃金は漸次的ではあったが確実に上昇し、友愛協会 (Friendly Societies) や消費組合が異常な発展をみせ、労働者の社会的地位や生活水準は着実に安定の方向をしめしていた<sup>(1)</sup>。そればかりではなく、かれらの意識やものの考え方も、著しく小市民的なものに変貌していった。資本主義経済の余剰は、急速に労働階級の頭上にふりそそぎつつあった。19世紀の前半期には、資本主義にたいしてはただ憎悪と破壊だけしか考えることのできなかった労働階級も、しだいに明るい期待を将来にもつようになっていた。

40年代における政治闘争とエネルギーの浪費に懲りた労働者たちは、地味な職業別組合や友愛協会や協同組合 (Co-operative Stores) や建築協会 (Building Societies) それに消費組合が、新しい福音の訪れにちがいないとおもい込むようになった。

『節約』 (thrift) と『自助』 (self-help), これがヴィクトリア朝の最盛期におけるイギリス労働階級を支配した精神であった<sup>(2)</sup>。それは本来、中産階級に特有なエートスであったのだろうが、いまでは労働階級自身が中産階級であったし、少なくとも中産階級に上昇しようとしていたのであった。

そして70年代の中葉までは未曾有の好況が続き、労働階級の上層部は、資本主義への敵対者として行動するよりもその旗手として進退する方が有利であることを悟るようになっていた<sup>(3)</sup>。すなわち、ヴィクトリア朝のイギリスにおける労働組合は、決して資本主義的秩序を変革させる運動でもなく、またそれを修正するものでもなく、じつに資本主義を保持するための運動になっていた。大陸においては、労働組合運動は、社会主義と不可分に結びついていたが、イギリスでは、

労働組合は、それぞれの職業的利益の擁護を目的とする経済団体としての性格から抜け出すことはなかった。

しかし、このようなヴィクトリア朝の繁栄 (Victorian Prosperity) は、1873年の恐慌とそののち20ヵ年におよぶ長い不況の襲来とともに過ぎ去ってしまった。19世紀の10年代からはじまった近代的な景気の変動は、ほぼ10年の周期をもつ波動を正確に繰り返しながら、資本主義産業の発展はまことに無限に続くかのようにおもわれた。波の反復のたびごとに、かえってその波動に調子づいて経済社会はいよいよ上昇一途のトレンドを示すかのようにであった。したがって、70年代半ばから世紀の終りにかけて続く長い不況も、資本主義的「進歩」にたいする労働階級の信頼をうち破ることはできなかった。しかし、1873年以後、すべてが変化してしまった。問題は2つの面にあらわれた。

イギリス資本主義にとって長い伝統であった「自由放任」(Laissez-faire)の経済原則は、昨日まで泥土を化して黄金となす態の魔力をもつものと信ぜられていたのに、70年代から80年代へかけての不況の延引は、イギリス人のこの不遜な自信を打ち砕いてしまった。1873年の恐慌以後、これまで世界市場で独占的地位を占めてきたイギリスの輸出は減退しはじめた。黄金時代に人びとがいただいていた無限の自動的な富と商業の進歩の幻想 (illusion) は崩れさったのである。この原因は、ヨーロッパ諸国およびアメリカ資本主義の発展であり、とくに19世紀末におけるドイツとアメリカ資本主義の発展は、イギリスを凌駕するありさまであった。これに応じて、イギリスの失業者数もまた累増の傾向を示しはじめた<sup>(4)</sup>。自由放任と自由貿易の伝統的精神は明らかに動揺しはじめ、自由貿易主義の修正を余儀なくされるにいたった。イギリスはなによりも自分の市場を安全に確保しなければならなかった。そしてそのためには、国家権力の介入、統制も必要であった。植民地や属領は、経済的自由主義の例外をなす必要があり、植民地は熟しても木の実のごとくその枝から落ちてはならなかった。原料と市場との両面から、いまやイギリス「帝国」の膨脹は必至であり、この意味での対外的膨脹政策や植民地分割戦は、国内における独占資本の征覆と不可分にむすびついて、やがて

「帝国主義」の時代を形成するようになった。

他方、70年代から80年代へかけての不況は、労働組合を後退せしめた、というよりは、それを従来の形と精神においては、ゆきづまらせてしまった。過去20年間以上繁栄した職業別労働組合は、熟練労働者を中心とするものであり、改良主義的精神によってできあがった仲裁制度に絶大の信頼をかけ、また sliding scale による賃金計算が自分たちの経済的地位を保全してくれるものだと考えていた。この2つのものは、資本主義経済を唯一の福音と考えるものであって、階級闘争の思想や最低賃金の思想とは、およそ無縁であった。労働組合員は実利的な功利主義思想の持主になっていた。それだけにまた、労働階級は、不況以来自分たちの足場が日々崩れつつあるのにもかかわらず、容易にその小ブルジョワ的立場を乗り越えようとせず、かえってブルジョワ自身よりも一層ブルジョワ的観念や既得利益に固執した<sup>(5)</sup>。しかし、ゆきづまりは刻々と近付きつつあった。不況による失業者や半失業者の増大、下級の不熟練労働者の増大、他方、職業別組合のせまい縄張りや境界とは、産業や技術の急激な発展と到底相容れなくなっていた。そのうえ、不況の延引は、組合の共済活動をまったく無意味なものにしてしまった。その結果、80年代以後になると、不熟練工や日雇労働者をふくむ職業別組合が従来の保守的な職業別組合に代わって登場し、「労使協調」のイデオロギーに代わって政治闘争の思想があらわれ、イギリス伝統のリベラルな急進主義は大陸から入ってきたマルクス主義並びにアメリカから入ってきたヘンリー・ジョージ (Henry George) の土地改革思想とミックスされて、さまざまな社会主義グループを産み落していき、社会主義思想が再び大衆の支持を得るかのようにおもわれたが、微温的な「フェビアン社会主義」を育くんだだけであって、マルクス主義や「科学的社会主義」をさらにその胎内で育て上げることはできなかった。

マルクス主義的な唯物主義や階級闘争の思想は、イギリスの労働階級が社会主義に改宗したのちにおいても、また自由党の支持をやめて自分自身の政党をもつことを必要と考えるようになってからも、容易にかれらの頭の中にははいり難かったのである<sup>(6)</sup>。

それはいかなる理由によるものであったのであろうか。これについては、次稿のイギリス人の社会思想において考察することとする。

注

- (1) 本学論叢第10巻 209頁注(1)を参照のこと。
- (2) G.D.H. Cole; *A Short History of The British Working-Class Movement, 1789~1947, new edition, 1948, London Part I, — 1789~1850 — p. 124* (G.D.H. コール「イギリス労働運動史(I)」林, 河上, 嘉治訳 219頁), G.D.H. Cole; *ibid., Part II, — 1850~1900 — p. 152.* (G.D.H. コール, 同上 (II) 邦訳25頁)  
G.D.H. コールは、「……ヴィクトリア時代の協同組合運動は賃金労働という資本主義的制度にたいする直接の挑戦というよりむしろ相互扶助貯蓄組織として現われたのである。(\*1)……—友愛協会, 貯蓄銀行, 建築協会, 協同組合——はすべて一緒になって, 節約と節約にもとづく相互扶助の事業とを助長するもっとも有力な機関を形成した。(\*2)……」と述べ, さらに古い組合運動にたいして新しい型のものがうち出されたことについて, 「『新型組合』のもっとも重要な基礎は職業と救済活動とが緊密に結合していることにあった。(\*3)」と述べている。[G.D.H. Cole; *ibid., Part II. (\*1) p. 166* (邦訳51頁), (\*2) p. 166 (邦訳51頁), (\*3) p. 173 (邦訳64頁)]  
新しい組合は, 多くの熟練工だった組合員から高率の組合費を徴集し, 巨額の蓄積基金をもち, 組合員の争議, 失業の救済, 疾病, 災害, 退職の救済などにたいして旺盛な相互扶助的な活動を行なった。労働組合の活動と共済組合の活動とは不可分に密着していた。これは「自助」と「節約」を中心とするヴィクトリア時代の小市民的労働階級にとってふさわしいことだったのである。
- (3) G.D.H. コールは, 「……大不況がやってくるまで, イギリスの労働者はかれらの主人と幻想を共にしていた。かれらもまた, あちこちに小さな後もどりはあっても, イギリスは年々いやが上にも富んで行くものと考えていた。かれらは金持ちのテーブルからますます多くのパン屑がほとんど自動的に落ちてくるものと信じていた。そこでかれらは, 全体としては資本主義に対抗するよりは資本主義の収穫を食って働こうとしていた。」と述べている。[G.D.H. Cole; *ibid., Part II, p. 227* (邦訳162頁)]
- (4) 本学論叢第10巻 210頁 注(2)を参照のこと。
- (5) G.D.H. コールは, 「政治の上では労働組合運動は, ますます自由党の信条に忠実であった。……雇主階級が自由放任経済を放棄しつつあるちょうどそのときに, 旧派の労働組合指導者は急速に自由放任主義に改宗しつつあるように見えたのである。」と言っている。[G.D.H. Cole; *ibid., Part II, p. 230* (邦訳168頁)]
- (6) Max Beer “History of British Socialism, 1940” において「社会主義と独立した

## トーマス・ヒル・グリーンの思想に関する一考察

労働者階級の政治運動とは、イギリスの土壌には育たない外国産の植物とみなされるようになっていた。(p. 196)」や、また「ハインドマン (Henry Mayers Hyndman) は外国人、とくにマルクスにたいする当時のイギリス人の偏見を知っていたので、マルクスの名前と『資本論』にふれるのを避けたのであった。(p. 229)」と述べている。

## Ⅱ) イギリス人の社会思想

イギリスにおける社会主義思想は、本稿Ⅰ)においても若干みたように各種社会主義団体により植えつけられたものである<sup>4)</sup>が、その土壌をなしているのは、一般の労働者階級であり、しかもイギリス労働者階級は大陸のそれと異なって、支配階級と著しく異なる世界観をもってはいなかった。イギリス労働者階級の社会思想は、イギリス国民のそれと同じであるといっても過言ではないようである。そして、イギリス労働者階級の暗々裡に抱く社会思想を通して、イギリス国民の社会思想を理解することができるのである。

### すなわち

イギリス国民に共通する社会思想の第一の特色は、社会問題を常に広義の道德哲学の一部として考えるということである。

アダム・スミス (Adam Smith) の経済学 “An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1776” が、人間の幸福増進の学問たる道德哲学の一部として考えられたものであることは、周知のことであるが、ニュートン (Isaac Newton) の自然哲学 “Philosophical Naturalis Principia Mathematica, 1687” やフランス合理主義の影響を受けて社会についての厳密科学を提示しようとしたベンサム (Jeremy Bentham) すらも、最大多数の最大幸福 “An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, 1789” を実現するという倫理的立場を失なわなかった。ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) の経済学 “Principles of Political Economy, 1848” やマーシャル (Alfred Marshall) の経済学 “The Principles of Economics, 1890” についても同様である。因果法則により社会現象の説明をしつつも、その背後には一定の道德的理想を前

提としての価値批判が為されている。その理想の内容は功利主義者と観念論哲学者との間で異なっていたが、社会科学の背後に常に道徳哲学を前提としていた点では同じであった。

第2の特色は、以上のことの反面であるが、個人を価値判断の究極の主体と考え、個人に最高の価値をおくという意味の個人主義である。社会とりわけ国家を倫理的実体と考える全体主義思想はイギリス人には理解し難い思想である。ルソー (Jean Jacques Rousseau) の一般意志の理論 “Du contrat social, 1762” やヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel) の国家論 “Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821” はイギリスにも大きな影響を与えたが、個別意志の中に含まれない超越的一般意志や、客観的精神の自己展開として国家を見る考え方はイギリスでは深く根をおろさなかった。そしてこの倫理的個人主義から引き出される結論は、外的強制の欠如という意味の自由の尊重である。言論あるいは思想の自由の主張はもちろん経済活動においても個人の自発性をできる限り、尊重するという自由主義の主張は、その基礎付けの方法は、形而上学的な自然法の理論と、人間を快苦の主権者の下においた功利主義とは異なるけれど、17世紀のふたつの革命以来イギリスに確立された伝統として深く根をおろしている。そしてこれらの自由を守るもっとも効果的な制度としての民主政治もイギリスにもっとも早く確立され成功を収めているのである。

第3のイギリス人の特色は、その現実的思考である。

イギリスで生まれた理論は常に政策を前提としており、理論のための理論を拒否するというのがイギリスの政治経済理論の特色である。イギリスの社会思想は、いずれも論理的に一貫していないという欠点をもっているが、それだけ現実には役に立っている。19世紀において保守党と自由党とは激しく争ったにもかかわらず、互いに相手の主張を取り入れて実践することが少なくなかったが、この柔軟な態度は、イギリス人が理論のための理論を拒否したひとつの証拠であろう。労働階級が貴族資本家階級と経済的利害で争っているのにもかかわらず、一度会議場の外に出れば、同一の劇を見、同じスポーツをたのしむという<sup>(2)</sup>のも、イデオ



ロギーにより生活を律せられるのを好まないからであろう。現実の利益になるならば、マルクスの理論からもケインズの理論からもその必要に応じて借用し、それを実践的目的に役立てるという態度<sup>(3)</sup>こそは、政党がイデオロギーに支配されず、したがって小党分裂に陥ることを避け得た原因であろう。

そして一般にイギリスの思想は、大陸の合理論にたいして、ベーコン以来の経験論“Novum Organum, 1620”を特徴とし、マルクス主義の唯物弁証法“Manifest Kommunistischen Partei, 1848”のような一元的教義を固執しない。それどころか、かかる一元的教義をもって事物を解決することは、イギリスの思考のもっともきらうところである。イギリス社会主義の根拠は、一元的ではなく多面的なのである。

これらの思想的相違により、マルクス主義は、イギリスにおいては根をおろすことができなかつたのである。

このようなイギリス人思想の土壌の上に、グリーン の思想は受け入れられていたのである。

そこで次稿Ⅲ)において、グリーン の思想とくに国家観についての検討を試みることにする。

#### 注

- (1) イギリス労働階級の政治運動は複合的な諸要素により形成されたとして、G.D.H. コールは以下のものをあげている。すなわち、ハインドマン(Henry Mayers Hyndman)の新しいマルクス社会主義と「社会民主連盟」、ウィリアム・モリス(William Morris)の理想主義的革命主義と「社会主義者同盟」(Socialist League)、初期のフェビアンの知的な功利主義的社会主義、ケア・ハーディー (James Keir Hardie)と「独立労働党」(Independent Labour Party)による新組合主義者の動員、であり、これらすべては新しい労働階級の政治運動の形成を助けたとみている。〔G.D.H. Cole; A Short History of The British Working-Class Movement, 1789~1947, Part III.—1900~1947—p. 286 (G.D.H. コール「イギリス労働運動史(Ⅲ)」林、河上、嘉治訳 15頁)〕
- (2) ドイツ社会民主党の機関誌の特派員であった、ヴェルトハイマーは、ドイツ社会民主党ではマルキシズムの階級闘争論が党員の全生活を規律する故、中産階級出身者は

### トーマス・ヒル・グリーン の思想に関する一考察

屢々家族や友人と絶縁して入党して来るのに反し、イギリス労働党では党員が私生活においては貴族やブルジョワと交遊し、一緒に演劇をたのしむことに驚嘆している。

(Egon Wertheimer, *Portrait of The Labour Party*, 1929, pp. 114~8)

- (3) すでにみたように、イギリス社会主義思想は多種な社会主義思想を基に形成されたため、イギリス社会主義の多義性はそこに原因がある。イギリス社会主義は、一見矛盾するような要素を平気でのみこんで消化してしまっている。この状態をウィリアムス (Francis Williams) は次のように説明している。

「公式的社会主義がしばしば教会の強力な敵対者であるのにたいして、イギリスの社会主義は確固たる宗教的基礎を有している。……理論的社会主義は通常、外見上、共和主義であるが、イギリスの社会主義運動は立憲君主制を強力に支持する。マルクス主義は……すべての生産手段と分配の国家統制を求めるが、イギリスの社会主義は、国有化された基礎産業と民有民営会社とか同一の社会目的のために協同するという、イギリス特有の混合体を考えている。しかして左翼運動の多くがしだいに独裁主義的性格を帯びてきたのにたいして、イギリスの社会主義哲学はその力を民主的なものに仰いでいるのである。」(Francis Williams; *Socialist Britain; its background, its present, and an estimate of its future*, 1949 p. 40)

### Ⅲ) トーマス・ヒル・グリーン の思想

グリーン の思想体系の根幹をなしている道徳哲学において、かれは「善とは人格の完成であり、諸能力の充実であり、自己実現である。」<sup>(1)</sup>と言っている。さらに「人格の完成とは、あらゆる人の人格の完成を図ることが、各人の人格完成の主要な要素」<sup>(2)</sup>であり、人格の完成はいかにしてなしうるかについては、かれの社会哲学において、「人格の完成は、ただ各人自らの内部努力による外はない。しかし、人格の完成をなすために必要な条件をそなえ、それに障害となるものを除去することは可能である。これを果たすのは、社会制度の任務である。したがって、社会制度の理想は、あらゆる社会の成員の人格の完成をなすことにある。」<sup>(3)</sup>と述べている。さらに社会制度の中の制度とでもいうべき『国家』について、かれは国家とは「その成員の権利を、より完全により円満に、保持するための制度である。」<sup>(4)</sup>と言っている。権利が各人の人格完成のために必要な条件であるならば、権利を保持する国家は、我々の道徳的生活に必要な欠くべからざる制度なの

である<sup>(5)</sup>。

グリーンが国家機能に関する見解は、在来の自由主義における見解とまったく異なっている<sup>(6)</sup>。

グリーンによれば、国家の目的は成員の人格完成をなしとげることにある。この国家の目的からして国家は、国家がなすべからざる任務となすべき任務とのふたつが派生される。

国家の目的が成員の人格の完成にあるならば、かれらの人格の完成を阻止することは、その目的からしてなすべからざることである。ここに国家の消極的任務が発生する。

およそ人格の完成とは、ただ個人ひとりが負うべき課題であって、第三者や、国家は参加すべきものではない。ここに精神成長の威厳があり、道徳的生活の神聖さがある。

国家は人をむちうって、かれの外的状態を強制し、義務にかなう行為を行なわさせられるが、義務よりその行為を行なわさせることはできない。いかに人が内面生活を営むかは国家の権力のいかんとも指を染めることはできない。それどころか、この領域に指を染めることは、国家の存在の目的に反するわけである。なぜならば、この内面の生活においては自然の調和が完成の必要な条件であるのかかわらず、今 a という方向に傾きつつある人に、外部より権力をもって b という方向を強要することは、その人が b にたいする準備を欠いているときに、a をなげうって b という方向にかわるように求めることであり、内面生活に動揺と不秩序とを生じさせ、自然なる有機的完成を阻止するからである。ましてやその強要は刑罰を楯として迫られるのである。この場合に強要にしたがうことは、その自然の準備のあるなしにかかわらず、刑罰にたいする恐怖のためである。このようにして、善はそれが人格完成の意識を動機としてのみなされるものであり、それが、道徳的という名に値するものにもかかわらず、刑罰にたいする恐怖をよびおこすことにより、換言すれば、利己心を刺激することにより、人格の完成を促すのは、促がされるものが道徳的であるために、当然に自己矛盾である。このよ

うな経路によって促された人格の完成は、既に「道徳的」たる性質に背反し、国家存在の目的に矛盾するものである。

グリーンが内面生活の領域に、国家干渉を排斥しようとしたのは、このような理由によるのである。

これらのことについて、グリーンは

“Now any direct enforcement of the outward conduct, which ought to flow from social interests, by means of threatened penalties —and a law requiring such conduct necessarily implies penalties for disobedience to it— does interfere with the spontaneous action of those interests, and consequently checks the growth of the capacity which is the condition of the beneficial exercise of rights.”<sup>(7)</sup> と言っている。

そしてかれは、これらなすべからざる干渉は、今日までいかなる形式においてなされてきたのか、について

“This has been done (a) by legal requirements of religious observance and profession of belief, which have tended to vitiate the religious source of morality; (b) by prohibitious and restraints, unnecessary, or which have ceased to be necessary, for maintaining the social conditions of the moral life, and which interfere with the growth of self-reliance, with the formation of a manly conscience and sense of moral dignity,—in short, with the moral autonomy which in the condition of the highest goodness; (c) by legal institutions which take away the occasion for the exercise of certain moral virtues (e.g. the Poor-law which takes away the occasion for the exercise of parental forethought, filial reverence, and neighbourly kindness).”<sup>(8)</sup> と言っている。

グリーンが国家干渉を排斥した領域は、内面生活に関するものだけであり、その主要なる内容は信仰または一般思想に関してであった。この領域にたいして、かれはなお自由を唱え、自由主義は依然として存在の価値があるものと考えた。

グリーンにおけるこれらの自由の論拠は、自由が善すなわち人格の完成のために必要であり、そして成員の人格の完成を図ることが国家の目的であるならば、これらの自由は国家目的からの必然的帰結でなければならない。

グリーンはこれに関して次のように述べている。

すなわち

“The true ground of objection to ‘paternal government’ is not that it violates the ‘laissez faire’ principle and conceives that its office is to make people good, to promote morality, but that it rests on a misconception of morality. The real function of government being to maintain conditions of life in which morality shall be possible, and morality consisting in the disinterested performance of self-imposed duties, ‘paternal government’ does its best to make it impossible by narrowing the room for the self-imposition of duties and for the play of disinterested motives.”<sup>(9)</sup> と。

このことはすなわち、国家が思想言論に干渉することは、不可能な領域に権力を行使することであり、それが効果をなしとげるならば、それは威武に屈し、富貴におぼれるひきょうな成員を創造することである。これは国家の道徳的目的に反している。この点において、かれは依然として自由主義者であった。

国家の目的が、その成員の人格の完成を図ることにあるゆえ、国家の第2の任務が派生してくる。それは、成員の人格の完成のために障害となるものを除去しなければならないということである。なぜならば、あまりに多くの障害があれば、これと闘うため人格の完成が阻止されるおそれがあり、そうでなくとも大きな犠牲が払われるからである。これが国家の積極的任務である。

国家のなしうることは人格の完成それ自体にはなく、それへの必要条件を具備することにある。これらの障害を除去することは、それ自身においては価値あることではないが、それが人格の完成すなわち善の実現に役立つことによってそれは価値づけられるものである。そのうえ、善への必要な手段として、国家はこの任務を忠実に実施する義務がある。この名目の下に国家の干渉強制は是認される。

すなわち、

“Our modern legislation then with reference to labour, and education, and health, involving as it does manifold interference with freedom of contract, is justified on the ground that it is the business of the state, not indeed directly to promote moral goodness, for that, from the very nature of moral goodness, it cannot do, but to maintain the conditions without which a free exercise of the human faculties is impossible.”<sup>(10)</sup>

また、グリーンは次のようにも述べている。

“For this reason the effectual action of the state, i.e. the community as acting through law, for the promotion of habits of true citizenship, seems necessarily to be confined to the removal of obstacles. Under this head, however, there may and should be included much that most states have hitherto neglected, and much that at first sight may have the appearance of an enforcement of moral duties, e.g. the requirement that parents have their children taught the elementary arts. ....It would be out of place here to consider in detail the remedies for these evils, or to discuss the question how far it is well to trust to the initiative of the state or of individuals in dealing with them. It is enough to point out the directions in which the state may remove obstacles to the realisation of the capacity for beneficial exercise of rights, without defeating its own object by vitiating the spontaneous character of that capacity.”<sup>(11)</sup>

人が意識しようとしまいと、国家は過去において長くこれらの障害の除去に努めてきた。他人が我々の身体を殺傷し、財貨を奪取し、破棄することにたいして、刑罰をもってこれらを禁止させるようにしたのはその現われである。

膨大な法律の体系は我々にとって障害除去の役目をなすものである。我々は自己の人格の完成の障害を除去するために、他人にたいする権利を与えられ、同時に他人の人格の完成のために、障害となってはならない義務を負わされている。

そして何が障害であるかは、事情の変化とともに変化していく。いまや新しい障害を除去するため、資本家と労働者との契約に干渉して、その労働時間を制限し、危害不衛生の設備を取りしまろうとし<sup>(12)</sup>、あるいは両親の児童にたいする教育に干渉し、国民普通強制教育法案を通過させようとし、あるいは飲酒に制限を加えるため、酒類販売業を取りしまろうとした。これらは労働者、児童あるいは飲酒者の人格の完成のために、その障害を除去することを目的としている。しかも身体を殺傷し、財貨を奪取しようとする障害を除去することは、国家の正常な任務としてだれもあやしむところがないのかかわらず、これらの立法はその都度個人の自由という名目のもとに、しれつな反対を受けてきた。今後も同様の立法は、このような理由により阻止される危険性がある。これらの立法により障害を除去しようとするくわだては、躊躇と逡巡とに遭遇せざるをえなかった。じつに、「当時のもっとも急迫した政治問題」は、個人の自由はなぜ貴重であるか、障害除去のための干渉は、いかなる場合においても否定されなければならないのか、を検討し、人にたいして向かうべき指針を提示することにあつた<sup>(13)</sup>。

そもそも自由とは「強制のない状態」をいうのである。強制にはいろいろな種類がある。我々を殺傷し監禁し、我々の財貨を奪取するようなものは、いずれも強制の一種である。これらの強制を除去して自由とすることに国家の目的がある。それなのに国家は、それ自身が一種の強制を各個人に加えることとなった。ここにおいて、国家により除去された強制は忘れさられ、およそ強制とは国家による強制と同一視されるようになり、国家の強制のない状態がすなわち自由と速断されることとなってしまった。

前時代において自由とは、「国家の強制」がない状態であつた。しかし国家の強制はおよそ強制の唯一種にしかすぎない。国家の強制を排斥した結果、資本家の強制を導入することになったのならば、一難去って一難を迎えることとなる。もし強制のないことをもって自由というのならば、この時は決して自由ではない。

グリーンは「自由」という言葉に新しい意味をつけ加え、「障害の除去」という標語によってこれをなそうとした。労働者は低い賃金に甘んじて、長時間の労

働に従い、たえず失業の危険におびやかされていた。児童は教育自由の下に教育をうけていない両親の下で、必要な教育を受ける機会を失っていた。これらの障害を除去することが、新時代の立法の目的である。障害が除去されることにより、各個人は善の実現をなしうる条件が与えられる。これをその成員に与えることが国家存在の目的なのである。

従来「自由」の名において幾多の改革がなされてきたが、グリーンにとっては、「自由」が終局の目的ではなく、じつは人格の完成が終局の目的であった。そしてこの目的のために従来の「自由」が必要な手段であったのである。

以上みてきたものが、T. H. グリーンの国家観である。

注

- (1) T.H. Green; The sense of 'Freedom' in morality, p. 21—Lectures on the Principles of Political Obligation, London, 1921—
- (2) T.H. Green; Lecture on the Principles of Political Obligation, London, 1921, pp. 32~33.
- (3) T.H. Green; *ibid.*, p. 32.
- (4) T.H. Green; *ibid.*, p. 138.
- (5) T.H. Green; *ibid.*, p. 139.
- (6) 国家の機能をできるかぎり最小限に縮小し、「安価な政府」を要望した消極的国家観ではなく、労働、教育、保健などの分野にまで機能を拡大する積極的国家観である。グリーンは、内面生活に関する限り自由主義の立場に立っているが、資本主義の根幹である私有財産制度にたいしては、弊害のあるばあいには制限すべきである、と述べている。(T.H. Green *ibid.*, p. 219.) このグリーンの立場を新自由主義とよんでいる。
- (7) T.H. Green; *ibid.*, p. 208.
- (8) T.H. Green; *ibid.*, p. 39.
- (9) T.H. Green; *ibid.*, pp. 39~40.
- (10) R.L. Nettleship; Works of Thomas Hill Green Vol. III, p. 374.
- (11) T.H. Green; Lectures on the Principles of Political Obligation, London, 1921, pp. 208~210.
- (12) グリーンは  
“This is most plainly the case when a man bargains to work under condi-



tions fatal to health, e.g. in an unventilated factory”と述べ、これを放任することは、“Every injury to the health of the individual is, so far as it goes, a public injury”であると言っている。(R.L. Nettleship; Works of Thomas Hill Green, Vol. III, p. 373)

- (13) グリーンによると、1832年の選挙改正後、イギリスにおける社会改革は3つの段階に分類できる。

第一は、サー・ロバート・ピール (Sir R. Peel) に至るまでの間で、主として地方自治団体を特許会社から解放し、貧民法制度に制限を加え、さらに教会内部の整理を敢行した。これらは一言にしていえば、特許会社にたいする自由社会の闘争で、この時代においてはなんびとの「個人の自由」に触れることなく改革はなされた。第二がピールによって始められグラッドストーン (Gladstone) により承継された時代で、各種の独占を廃止して、いわゆる契約の自由を確立した時である。この時代の改革は「個人の自由」の名のもとにおいてなされた。第三が1868年の第2回選挙法改正後に始まり、この時代の改革は国家が資本家と労働者との契約に介入して労働条件を規定しようとし、親子間の教育に干渉して強制教育を実施しようとし、酒類の販売を制限して酒商と飲酒者との自由に干渉しようとする形式において現われた。ここにおいてこの時代の改革は、前時代に実現された契約自由の原則に反するものとして、あるいは資本家の自由の名において、あるいは労働者かれ自身の自由の名において、あるいは親の教育の自由の名において、あるいは生産者の自由の名において、あるいは消費者の自由の名において反対されるにいたった。(R.L. Nettleship; Works of Thomas Hill Green, Vol. III, pp. 367~370)

## 結 語

グリーンは社会改良主義は「フェビアン協会」(Fabian Society) および「独立労働党」(Independent Labour Party)により、社会主義にまで発展せしめられ、イギリス労働党の指導原理として、いま現に世界の労働運動に屹然として停立している。労働党は自由党の改良主義にたいし社会主義を模索している。しかしその哲学を理想主義におき、その実現方法を言論の自由主義と議会主義とに求めている点において、グリーンは思想体系を継承している。この点においてグリーンの影響は単に新自由主義と自由党のみだけでなく、社会主義と労働党にもおよんでいる。このことは、イギリス社会主義を構成する「フェビアン協会」の代表的

### トーマス・ヒル・グリーン思想に関する一考察

思想家である、シドニー・ウェッブ (Sidney Webb) がその著「社会民主主義へ」の末尾において、“オックスフォードの哲人、トーマス・ヒル・グリーンが道德哲学において、あらゆる人の人格の完成を図ることが社会の目的であるといったことは、我々の立場の最良の表現である。” (Sidney Webb; Towards Social Democracy, 1916, p. 44) と叙述していることからもうかがえよう。

イギリス社会主義はいまに至っても、マルクス社会主義と対立し、世界の社会主義界を二分している。両者の相違点をみるに、マルクス社会主義は唯物論、唯物弁証法、唯物史観を以って、暴力革命主義と無産者独裁主義とを堅持するものであるが、イギリス社会主義は、理想主義をもってこれに対抗し、暴力革命主義にたいし議会主義を、無産者独裁主義にたいしては言論自由主義を高調する。

上述のようなイギリス社会主義の特異性は、それが自由主義に対立して発生したのではなく、自由主義を発展させ、それより蟬脱したところにあったのである。

このイギリス社会主義の特異性は種々の問題点を包含しているので、後日、稿を改めて詳述したい。